

制定 平成 27 年 1 月 10 日
改正 平成 29 年 1 月 22 日 (再貸与期間)

E カ ー ド 貸 与 規 程

- 1、この規程は三河オリエンテeringクラブが、クラブ員へのEカードの貸与に関して定める。
- 2、基本的に無償貸与とする。
- 3、無償貸与を受けた者が、本クラブを退会するときにはEカードは返却する。
- 4、貸与したEカードを紛失、破損、寿命により再貸与する場合は前の貸与から 3年の期間を置く。

制定 平成 27 年 1 月 10 日
改正 令和 2 年 1 月 26 日

会 費 規 程

- 1、この規程は、三河オリエンテeringクラブのクラブ員の会費について定める。
- 2、クラブ員の会費は月額 300 円とする。ただし、以下の場合の特例とする。

(特例)

- 3、同一生計を営む家族にあつては1世帯、月額 300 円とする。

(特例)

- 4、会員が学生(大学院、専門学校を含む)、生徒、児童の場合はその年度中の会費を免除する。

(特例)

- 5、社会人の場合は入会初年度の会費を免除する。

(特例)

- 6、会費の納入が2年間無い会員については三河オリエンテeringクラブの各種規程が定める助成を受けることができない。

制定 平成 27 年 1 月 10 日
改正 平成 29 年 1 月 22 日 (助成額)
改正 令和 2 年 1 月 26 日 (助成範囲)
改正 令和 4 年 1 月 30 日 (助成額)

登 録 料 等 の 助 成 規 程

- 1、この規程は、三河オリエンテeringクラブのクラブ員が支払う競技者登録料について定める。
- 2、(公社)日本オリエンテering協会の競技者登録料については登録料 5,000 円の内 2,000 円を助成する。
- 3、(公社)日本オリエンテering協会の競技者登録料について、家族については2人目以上の助成はしない。

制定 平成 27 年 1 月 10 日

計 測 機 材 の 貸 出 料 規 程

1、この規程は、三河オリエンテーリングクラブの機材を他団体などに貸し出す場合の料金について規程する。

2、エミット機材の貸出料は1セット 3000 円とする。ただし、岡崎オリエンテーリング協会との相互貸し出しは無料とする。

制定 不明

改正 平成 30 年 1 月 28 日（助成額）

団 体 競 技 の 参 加 料 助 成 規 程

1、この規程は、三河オリエンテーリングクラブとしてリレーなど団体競技に参加する場合の参加料助成について規程する。

2、参加料の全額を助成する。ただし、チーム名に「三河 OLC」を入れること。

制定 令和 2 年 1 月 26 日

懇 親 会 の 助 成 規 程

1、この規程は、三河オリエンテーリングクラブとして懇親会を開催する場合の助成について規程する。

2、開催にかかる費用を 2 万円を上限として助成する。

制定 令和 4 年 1 月 30 日

大 会 役 員 の 昼 食 代 と 交 通 費 の 助 成 規 程

1、この規程は、三河オリエンテーリングクラブとして大会を主催する場合および主管する場合（主催者から別途定めがある場合を除く）の、役員を担当した会員への助成について規程する。

2、大会の事前準備（渉外、試走、地図調査、準備会等）、当日運営、事後処理等を担当した役員には昼食代補助を支給する。ただしテレイン内、大会会場、役場や地主宅等、もしくは複数の会員が集まる作業場所への移動を伴ったことを助成の条件とする。

3、昼食代補助の支給額は 1 日作業の場合 1,000 円、半日作業の場合 500 円とする。

4、昼食代補助は昼食の現物支給によって代用することができる。

5、大会の事前準備（渉外、試走、地図調査、準備会等）、当日運営、事後処理等を担当した役員には、ガソリン代を除く移動に要したすべての経費（電車賃、バス代、レンタカー代、宿泊費等）を実費で支給する。ガソリン代は運転手に対して実走距離 1 km につき 15 円を支給する。

制定 令和 4 年 1 月 30 日

主 催 行 事 へ の 会 員 の 参 加 料 規 程

1、この規程は、三河オリエンテーリングクラブとして主催する行事に会員が選手として出走する場合の参加料について規程する。

2、大会においては参加料は自己負担とする。

3、練習会においては会員の参加料は無料とする。